



高知若草特別支援学校相談支援室



若草わかばだより

2019/5/10

No1

高知市春野町弘岡下 2980-1、TEL088-894-5335、FAX088-894-2965

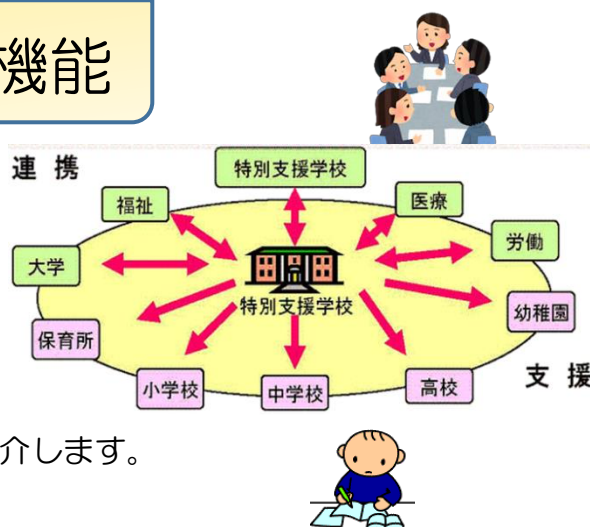


新しい時代の幕開けとともに新緑がまぶしい季節になりました。保護者の皆様、地域の皆様、お元気でしょうか？本校の相談支援室には、特別支援学校のセンター的機能を発揮し、地域へも校内へもインクルーシブ教育・合理的配慮の啓発を進める役割があります。これらの内容を広く知っていただき、活用していただくために本年も「若草わかばだより」を発行していきます。

特別支援学校のセンター的機能

地域で特別支援教育を推進していくために、特別支援学校がこれまで蓄積してきた障害のある子どもの教育に関する知識等を活かしながら地域の学校等を積極的に支援していきます。その機能は相談支援室だけでなく、本校での指導や支援すべての教育活動が担っていることになります。

今回は、本校が行っている地域支援の事業について紹介します。



★本校の取組★

○保育園支援

保育園・所に通う肢体不自由のある幼児、体の動きが気になる幼児、発達の気になる幼児の支援について、先生方と一緒に考えるために本校教員が園・所に訪問します。活動を共にしながら遊びや食事等生活の中で支援について提案や情報提供をします。



○学校見学等

肢体に障害のある幼児児童生徒およびその保護者や関係者に対して、本校の教育に対する理解と認識を深めるとともに、インクルーシブ教育の考え方を伝え、保護者が十分な情報を得られるようにすることを目的として説明・学校見学を随時受け付けています。

○公開研修会等

毎年、本校で実施する研修会（肢体不自由教育関連・発達障害等の教育関連）を地域に公開します。また、地域の学校や保育園等の研修会へ講師として参加もさせていただいています。

○電話相談・来校相談

電話による教育相談、本校に来校しての教育相談も受け付けています。



○わかば

肢体不自由のある就学前の乳幼児を対象とした親子教室を月に1回本校で開催しています。お子さんの実態に合わせた遊びや活動をするとともに、保護者同士の交流や情報交換の場になるよう取り組んでいます。

☆県教育委員会の事業を活用した取組☆

○教育相談員派遣事業

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に係る、障害の状態の把握や支援の方法についての相談や、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成についての相談、就学や進路選択についての相談などを受ける事業です。教育相談員として幼児児童生徒、保護者、教職員等の相談にあたっています。

○特別支援学級等サポート事業

特別支援学級の授業や支援方法について特別支援学級の教員と特別支援学校の教員と一緒に考える事業です。また、高等学校に在籍する肢体不自由のある生徒さんへの支援等についてもこの事業が活用できます。

○巡回相談員派遣事業

通常の学級に在籍する発達障害等特別な支援を必要とする幼児児童生徒への適切な指導及び支援を行うために、専門家を派遣し、助言や援助を得ることで、指導支援の充実を図る事業です。相談員として保育所幼稚園、小中学校、高等学校へ出向いたり、相談実施のための調整をしたりしています。

インクルーシブ教育についての基本的な考え方と合理的配慮について

「インクルーシブ教育システム」また「合理的配慮」という言葉を耳にされる機会は年々増えてきているのではないのでしょうか。これらの考え方や実際についてもお伝えしていきたいと思います。

インクルーシブ教育システムとは

共生社会の形成に向けて、障害のある子どもと障害のない子どもが、可能な限り同じ場で共に学ぶ仕組みです。



合理的配慮とは

障害の有無によらず、すべての人の人権を平等に守れるよう、一人一人の特徴や場面に応じて生じる困難を取り除くための調整や変更のことです。



☆相談支援室を中心に本校のセンター的機能により取組を進めてまいります。

よろしくお願いいたします。

特別支援教育学校コーディネーター 吉村
中部地域支援担当専門教員 佐藤